

砂川市規則第33号
令和7年12月12日

砂川市学童保育条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別紙)

砂川市学童保育条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市学童保育条例施行規則（平成16年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「午後6時」を「午後6時15分」に改める。

第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とする。

別記第1号様式中

「

利　用　形　態	1 通年利用 2 短期利用 （1ヵ月あたりの利用予定日数　　日／月） 3 延長保育利用(18時から19時まで)
---------	--

」

を

「

利　用　形　態	1 通年利用 2 短期利用 （1ヵ月あたりの利用予定日数　　日／月） 3 延長保育利用(18時15分から19時まで)
---------	---

」

に改め、同様式の別紙4を次のように改める。

別記第2号様式中

「

入所しようとする児童の氏名		生年月日	年　月　日
		(　　小学　年)	

」

を

「

入所しようとする児童の氏名		生年月日	年　月　日
		(　　学校　年)	

」

に改める。

別記第3号様式中

「

学校名及び 学 年	小学校 学年 組
--------------	-------------

」

を

「

学校名及び 学 年	学校 学年 組
--------------	------------

」

に改める。

別記第6号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この規則による改正後の砂川市学童保育条例施行規則の別記第1号様式及び別記第2号様式による対象児童の入所の手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別紙4

児童家庭調書

(秘)

年月日現在

児童氏名		性別	男・女	生年月日	年月日
平熱	度	食物アレルギー	有・無	アレルギーのある食べ物、症状や対応	
持病		その他のアレルギー	有・無	アレルギーの原因、症状や対応	
放課後デイサービスの利用		有・無	利用施設		
(特記事項……過去のケガ歴・その他児童に関する心配事等)					
通常時の利用時間	学校登校日	放課後～	:	送迎者続柄	父・母・祖父母・その他()
	学校休業日	：	～	：	送迎者続柄
父親勤務時間	平日	：	～	：	勤務先名
	土曜日	：	～	：	電話番号
母親勤務時間	平日	：	～	：	勤務先名
	土曜日	：	～	：	電話番号
主治医(医療機関名)				電話番号	
緊急連絡先	氏名	続柄	連絡先	住所	
	①				
	②				
	③				
	④				
習い事	習い事の名称				
	曜日		曜日		
	場所				
	習い事の時間		：～：		
	学童保育所の出欠		学童保育所は欠席・学童保育所から習い事に行く		
	終了後帰り先		学童保育所・自宅		

※電話番号は、必ず連絡が取れる番号を記入してください。(携帯電話番号でも可)